

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

事業承継は“終活”だ！

最近はやっと同年代の仲間やお客様の事業承継時期が到来して色々感じる場合があります。

私自身は現在 67 歳なので、本来ならばちょうど事業承継を考えなければならない年代なのですが、色々な理由から早めに 60 歳で事業承継をしてしまっているので仲間達がどうするのか高みの見物状態です。

70 代になってしまった先輩経営者の周囲からは、「最近頑固でますます言うこと聞きません。」「忘れっぽくなってコロコロと話が変わって困ります。」などという苦情らしきものが聞こえてきます。また、60 代の経営者も医者知らずで元気だった人ほど突然脳梗塞や心筋梗塞、糖尿病や癌などを発病したり、発病まではいなくても健康診断で悪い結果を突きつけられたりとショックな話をよく聞くようになりました。周囲の友人を見ていると、まず 60 歳近辺で健康に対する大きな壁がやってくるようです。

つまり、「人は 60 歳になったらいつどんなことが起きてもおかしくない。」ということなのです。

●リスクと対峙せよ！

そのリスクを予見して、もしもの場合にどう事業を承継するのか？廃業等をするのか？に道筋をつけておくことが必要です。それが事業承継計画の本質であり、言い方を変えると「終活」の一環なのです。

私の場合、60 歳を目前にして「両親が 90 代になり介護の可能性はある」、「家内も乳癌の発病から 15 年を経て、末期癌対策が近い」、そして「エベレストに行く計画があり死んだ場合の対策が必要だ」というリスクを考慮して、後継者を育てて 60 歳で事業承継しました。

そして、この 7 年間で予測したリスクはすべて現実化し、父は介護の末亡くなり、家内は末期癌で亡くなりました。自分は生還しましたが、エベレスト 8,000m で心筋梗塞になり、心臓が半分壊死しました。さらには、予想外にも昨年口腔癌の手術を受けることにもなりました。事業承継をしておいたお陰で、心おきなく父や家内の介護をして天国への旅立ちを見送ることができ自分自身も仕事を心配することなく手術や療養やリハビリをすることができました。

未来のリスクを予測し対策を立てることは、経営者として当たり前の役割だと思います。

●目をそらすな！

人は必ず「衰え」と「死」を迎えます。死から目をそらし、事業を続けたいと思うのは未練に過ぎません。

健康に気を付けて生涯現役を貫き通すのは素晴らしいことです。でも、それと同時に「死」に向かって自分で自分の存在と影響を消し承継していくという見識がなければ、ただの「老害」になってしまいます。

先日、ある会社の A 社長が後継者から「まずは A 色を消していく必要がある。」と言われてショックだったというお話を聞きました。その意識が、創業者特有の承継の壁の本質です。ゼロから育てて来た自分の子供より可愛い自分の会社は自分色のまま残したいと思うのは当然です。でも、考えれば、死んでしまう人の色のままでは後継者は腕を振るうことができません。後継者は A 記念館の館長ではなく経営者なのですから。

私は承継する数年前から幹部会議には出席せず、後継者の頭を越えて社員に指示を出すことは避けました。承継後は事務所の看板セミナー講師等の仕事は最低 5 年間しないと決め、後継者が創業者の濃い色を消していくのに協力することにしました。では、創業者は消滅していくべきなのか？という問いがあります。創業者は引き継がれた「経営理念」の中に生き続けるのです。それが事業承継の本質です。「承継」とは「在り方を引き継ぐ」ことを指します。単に財産や組織や仕組みを引き継ぐのは「継承」と言うのです。

◆ 障害者雇用促進法について

● はじめに

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障することが障害者雇用促進法になります。従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める**身体障害者・知的障害者・精神障害者**の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

● 障害者の法定雇用率引上げと除外率制度

令和6年4月に障害者の法定雇用率引上げがあり、現状の民間企業の法定雇用率は2.5%です。**従業員を40人以上雇用**している事業主は、**障害者を1人以上雇用**しなければなりません。令8年7月にも法定雇用率の引上げ（2.7%）が決定しており、37.5人に対し障害者を1人以上雇用する必要があります。除外率制度については、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度（障害者の雇用義務を軽減）を設けていましたが、ノーマライゼーション（標準化）の観点から、除外率制度は廃止されました。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされています。

● 障害者雇用納付金制度

法定雇用率を未達成の企業のうち、**常用労働者100人超**の企業から、障害者雇用納付金（**罰金**）は障害者数に応じて**1人当たり月額5万円**が徴収されます。この納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、**調整金、報奨金**を支給します。障害者を雇い入れる企業が、作業施設・設備の設置等について一時に多額の費用の負担を余儀なくされる場合に、その費用に対し**助成金**を支給します。

● 障害者雇用に関する届出

従業員40人以上の事業主は、**毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況**をハローワークに報告する義務があります。毎年報告時期になりますと、従業員40人以上規模の事業所に報告用紙が送付されますので、必要事項を記載の上で**7月15日までに報告**してください。

● 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度

令和元年改正の障害者雇用促進法において、障害者雇用に関する優良な取組を行う中小事業主に対する認定制度が創設されました（令和2年4月1日施行）。

この認定制度は、障害者雇用に対する社会的な関心を喚起し、先進的な取組を進めている**中小事業主が社会的メリットを受ける**ことに加え、既に認定を受けた事業主の取組状況の公表を通じて、**地域における障害者雇用の身近なロールモデルとして認知**され、中小事業主全体で障害者雇用の取組が一層進展することを目的としています。

● まとめ

対象となる事業主の範囲は事業所の規模・業種に関わらず、**すべての事業主が対象**となります。また、対象となる障害者は**障害者手帳を持っている方に限定されません**。身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または**職業生活を営むことが著しく困難な方が対象**となります。障害者雇用率が高い企業としてエイベックス株式会社や株式会社ファーストリテイリング（ユニクロ、GUの運営会社）などの世間の認知度が高い企業があります。障害者雇用については、「障害者雇用促進法」という法律で義務付けられていますが、障害者雇用促進法には、他にも**障害者差別の禁止や合理的配慮の提供の義務**などが定められています。

★ ファミリービジネスは「家族の決めごと」が重要

前回の記事において、ファミリービジネス(=オーナー企業、同族会社)における「スリーサークルモデル」をご紹介させていただきました。スリーサークルモデルの中でも、特に重要なのが「家族(ファミリー)」の領域であり、具体的には、①ファミリー憲章の策定と②ファミリーミーティングの定期的な開催が重要とご説明させていただきました。今回は、①ファミリー憲章について説明させていただきます。

● ファミリー憲章とは?

ファミリー憲章とは、企業の永続発展のために、創業家一族に関するルールを定めたものです。社員にルール(社員心得、就業規則、評価基準等)があるように、創業家にも守るべきルールがあるという考え方で、会社に関与していない家族も含めて、考え方やルールを共有することが大切です。

● お多福グループのファミリー憲章(一部)

ファミリー憲章の仕組みを日本で導入した先進的な事例が、ソース大手のオタフクソース(広島市)の創業家です。以前、日本経済新聞で同族経営に関する特集が組まれた際に、お多福グループのファミリー憲章の一部が紹介されましたのでご紹介させていただきます。内容をみていくと、株式の所有、後継者の選出、

お多福グループ 佐々木家のルール(家族憲章などから抜粋)

- 1 株は8家が均等に持つ
- 2 8家族から1人ずつ後継者(社員・株主)を選出
- 3 給与は「基本給(平等)+役職給(公平)」
- 4 退職金は「基本額(平等)+貢献給(公平)」
- 5 65歳で現役を退き、顧問、相談役に就任
- 6 年4回のファミリー会を開催
- 7 多数決で決議しない(全員が納得するまで議論)
- 8 グループ企業の取締役会の半数以上を、佐々木家出身者以外とする
- 9 後継者は世間が決める(基準は「何を変えたか」「何を始めたか」「誰を育てたか」)



給与・退職金、ファミリー会の開催頻度など記載されています。ただ、これらの内容を決めていくことは容易ではありません。実際、お多福グループでも、ファミリー憲章の作成にとりかかった当初は、とにかくもめたようです。事業もうまくいっており、家族同士がケンカしているわけでもないのに、なぜ親族の間にルールをつくる必要があるのか。これに関しては、具体的な社長交代や相続でもめる前にルールを決めておくことに意味がある、「緊急ではないけれど、重要なこと」として、作成を進めたそうです。

● いきなり立派なものをつくる必要はない

中小企業の場合、ファミリー憲章を導入しようと言われても、考え方はわかるけれども手間や会社の規模感などの観点から導入には至らないケースがほとんどです。しかし、最初から立派なものをつくる必要はなく、最初は紙1枚にまとめてみる、まだ決まっていない部分も含めて一度家族会議で経営者様の考えを共有してみるなど、まずは考えを共有してみる事が重要です(経営計画書と同じです)。それによって、どのようなものを作り上げていくかを創業家一族のメンバーでざっくりばらんに協議していくことが、もめずに事業承継を進めていくためには重要です。ファミリー憲章は「転ばぬ先の杖」です。

Team事業承継・税務支援チームでは、ファミリービジネスに関する事業承継の支援を実施しておりますので、担当者を通じてお気軽にご相談ください。



今月の
yoko-so



TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

勉強会1回目(均等割・分割基準・事業所税)



均等割

法人住民税の内、利益に関係なく課される税金で
期末人員や資本金等の額によって税額が決定します。

分割基準 (法人住民税法人税割・事業税等)

複数の地方団体に申告・納税を行う際は、従業員数等を用いて
税額を分割してそれぞれの地方団体の税額を算定します。

事業所税

横浜市の場合は合計事業所面積1,000㎡超
もしくは従業者数100人超で課税される税金です。
※上記数値を満たしていなくても、申告が必要な場合もございます。



10月に入り、少し肌寒い季節となって参りましたがいかがお過ごしでしょうか。
10月よりTeam事業承継・税務支援により、参加自由の勉強会が開催されることになり、第一回目が行われました。
自由参加なので各々が必要だと思う勉強会への参加が可能で、不足知識や実務処理の習得、確認を目的としています。
今回は、均等割、分割基準、事業所税についての研修を行いました。
いずれも簡単ではありませんが、地方税の細かい論点で、メンバーも違いを習得するのに苦勞していました。参考までに概要を記載しておりますので、不明点は、弊社担当者まで問い合わせください。
個々人の知識の向上は、お客様の正しい申告実務のために必須であり弊社全体の底上げにもつながります。
これからも勉強会等を通じて、知識を高めて精進して参ります。

次号予告

来月11月は、いよいよ繁忙期の一歩手前！
ここでしっかり準備を整えて繁忙期の最初である年末調整に臨みます。

来月は、繁忙期に向け活気ある弊社をお届け致します。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 死は いつか来るものではなく いつでもくるものなの 」

(樹木 希林)

死は死のための準備して待つものではなく、いつ来てもいいような生き方をするものなのですね。死は生の延長線上にあるから生き様は死に様なんだろうな～。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 9 8)

★ 先月 10 年振りに富士山に登ってきました。パーソナルトレーニングを始めて 6 年、自信を持って望みましたが思っていた以上にふくらはぎが疲労し、砂走の歩き方がつま先歩きであったために左の膝を痛めてしまいました。二週間が経過した頃から筋肉痛も治り普通に歩けるようになりました。しかし両ふくらはぎには軽い痺れが残り左足に何となく違和感が残っています。やはり年齢と共に衰えるものでしょうか。再度、トレーニングをし直していつの日にか再チャレンジです。 (NISHIO)

★ 2024 年も残すところ二ヶ月ちょっと…一年過ぎるのが早すぎます。とは言え当社の決算月は、昨年から 8 月に変更となっているので、計画の推進状況を冷静に判断する秋となります。今期からは【すべての会社にビジョンを】目標に、各チームが活躍するのをバックで支援するため、社内研修を実施することを予定しています。その為の仕入として、毎週 2 本以上のケーススタディ講義を受けることに…。教える側ほど、学びが多いと言われますが、学びの【量】を満喫する秋を楽しんで過ごしたいと思います！ (TOCHIKURA)

★ 姫路城に母と行ってきました。若い頃は仕事づくめで旅行にあまり行ったことがない母の「一度は行ってみたい所」でしたが、膝を痛め歩行にも支障がでてきてあきらめかけていました。自分の足で天守閣に上るという目標を持ち、治療もリハビリも 1 年近く頑張ってきました。6 階にあたる天守閣まで急な階段を上り切り、城下町を見下ろす母を見て、いくつになっても目標に向かって努力できるし、夢は叶うなあと、目標の持つ力の大きさを感じました。たくさん歩くところにまた一緒に行こうと思います。 (YAMAMOTO)

★ 閉山から二週間経った 9 月 23 日、yoko-so 登山部全員無事富士山に登頂しました。50 代後半のアシスタント A さんの「富士山に登ってみたい。」という一言でスタートした第二回富士登山計画…。登山素人の A さんが黙々と一人で丹沢塔ノ岳にトレーニングに出かけるのを見て、必ず実現してやろうと思いましたが、昨年は私の癌治療や家内の介護で実現できず、今年の閉山を待っての満を持した挑戦でした。一緒に挑戦する 5 人を合せて総勢 7 人、未明の 5 時から夕方 17 時まで 12 時間かけての挑戦でしたが、若者が交代で A さんの荷物を担ぎ、文字通りチームワークで乗り切りました。でも、元気良く駆け上るも高山病になって何度



も吐いたり、下山途中で雨と霧の中でチームが二つに分かれ道が分からなくなって登り返したり、予定時間を 2 時間オーバーして最後尾のメンバーは暗くなり始める寸前に車に辿り着いたり…

と色々なアクシデントにも遭遇しましたが、登山一週間前に初孫が生まれてジイジになった西尾の半分死にかけた顔も含めて、すべては後から思い出すと楽しく良い思い出です。紺碧の空、圧倒的な雲海、魔界のような濃霧と土砂降り…。その一つ一つが若者たちの初登山の善き思い出になりますように (祈) (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画立案セミナー

～自社の成長・発展の道筋を専門家レポートのもと経営者ご自身で策定する1日～

日時：2024年11月14日(木) 12月11日(水) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “理念創造塾” yoko-so TOP セミナー

～借り物の言葉ではなく、社長自身の価値観から沁み出す

真の自社の“経営理念”を創り「理念経営の基礎」とする～

講師：税理士法人横浜総合事務所 創業者 泉 敬介

日時：2025年1月10日(金) / 10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

※経営者、後継者、後継予定者の方のみご参加いただけます。

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所
(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール
(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会
(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ
ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります



1 day 型

経営計画ワークショップ



経営計画、
どうやって
作ろうかなあ？

参加特典として
貴社の
財務分析報告書を
プレゼント！

中期経営計画立案セミナーのご案内

自社の成長・発展の道筋を

— 専門家サポートのもと — 経営者ご自身で策定する1日

11/14(木)

12/11(水)

1日3社の限定開催

※いずれか1日をお選びください

時間 10:00 ~ 18:30

場所 横浜総合事務所
セミナールーム

参加費 1社2名様迄
55,000円(昼食込)

お問合せ ▶

Phone 045-641-2505
税理士法人 横浜総合事務所 / 栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所
www.yoko-so.co.jp

TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください

QRコードからはコチラ

FAX番号: 045-641-2506



※事前提出資料：直近2期分の申告書一式など

会社名			
住所			
フリガナ	電話番号		
参加者名 (経営者限定)	参加希望日	※いずれか1日をお選びください	月 日

当日の流れ

10:00～	導入講義 計画立案のポイントを確認
10:20～	自社分析 SWOTによる自社分析と クロス分析
11:30～	理念作成 目的の再確認
13:00～	ビジョン作成 BSC視点でのロードマップ
15:00～	数値計画 数値による具現化
17:30～	年度目標・方針
18:30～	終了

勝機が見えた!

「戦略の日」では このような効果があります!

- 1 頭の中の考えを「言語化・数値化」することで、モヤモヤしていた不透明感がスッキリします!
- 2 自社の環境を最大限にいかした資金繰りの検討までできるから経営の意思決定に役立ちます!
- 3 世代交代を考えている方は「後継者育成」に幹部社員教育は「財務・経営教育」に効果的!

お問合せ ▶ Phone **045-641-2505**
税理士法人 横浜総合事務所 / 栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所
www.yoko-so.co.jp

TEAM
yoko-so
変わらないは、つまらない。



【yoko-soTOPセミナー】

理念創造塾 vol. 3

借り物の言葉ではなく社長自身の価値観から
沁み出す真の自社の“経営理念”を創り『理念
経営の基礎』とすることを目的にします。

理念経営の効果

就職希望者や社員にとって労働条件以外の最大の選択肢となる
ブレない経営判断の基盤であり同時に社員教育の基盤でもある
お客様に自社を選んでいただく理由、顧客ファン化の基盤となる

税理士として開業36年、何千人の経営者の皆様とお付き合いしてきた
確信するのは「経営理念がある会社が必ずしも成長・発展し続けていると
は限らないが、継続的に成長・発展し続けている企業には必ず素晴らしい
経営理念がある」と言うことです。

成長する企業の条件は、社長個人の人生理念を明確にし、これを基盤と
して、自社の経営理念から日々の経営までが一気通貫するブレない軸に
貫かれていることが必須です。

他社からの借り物ではなく社長が命を削って戦える基盤となる御社の
真の経営理念を創ってみませんか？



【講師】 泉 敬介

税理士、M&Aシニアアドバイザー、
MA S監査プランナー、FP
TE A Myoko-so CEO

税理士法人横浜総合事務所創業者

中小企業の発展と個人の真の豊かさ
の実現のために自由と自立をコ
ンセプトとした法人・個人の未来
会計業務を提供している。

お申し込みはこちらから →



参加資格	その企業のTOPのみ・・・経営者、後継者、後継予定者 / 限定3名
日時	2025年 1月10日(金) 10:00~18:00
参加費	55,000円(消費税込)
会場	横浜市中区山下町209帝蚕関内ビル10F TE A Myoko-so セミナールーム
主催	TE A Myoko-so 株式会社横浜総合エクスペリエンス、税理士法人横浜総合事務所

今さら聞けない 決算書の読み方セミナー



講師
税理士法人 横浜総合事務所
Team 戦略経営支援
公認会計士 藍場 康之

お申し込みはコチラから →



こんな方におススメです！

- 決算書の読み方がそもそも分からない。
- 決算書や試算表をイマイチ活かし切れていないと感じている。
- 儲かっているけどお金が全然増えないのはなぜ？と思っている。
- 数字を理解した次のステップは何だろう？と感じている。

日時

2024年**11**月**6**日(水)

参加費

●時間 16:00 ~ 18:00 リアルのみです
1,000 円

主催

TEAMyoko-so
横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F
横浜総合事務所セミナールーム

会場



変わらないは、つまらない。

主催：税理士法人横浜総合事務所 担当：藍場
TEL：045-641-2505

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

F A X 番号 : 045-641-2506

フリガナ			
貴社名			
フリガナ	部署/役職		
ご参加者名			
TEL	FAX		
メールアドレス			
個人情報の取扱い	(下記 ■個人情報の取扱いについて) に <input type="checkbox"/> 同意する (<input type="checkbox"/> に✓点)		

お申し込みはコチラから →



FAX・もしくは左記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

※年会員様につきましては、別途参加確認メールをお送りします。そちらへご回答をお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のために使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所
担当：藍場
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506